



意向調査の実施

ポイント②

②そのため、市町村では、経営や管理が行われていない森林を対象に、森林所有者の意向を確認することになりました。

色々と良い方法もありますから〜

安心してください。いきなり義務を押し付けたりはしませんから〜

ホッとした森林所有者

具体的な調査対象となる森林とは？

植えたのに、保育が不十分な森林

若い

除伐や間伐が一度も行われていない森林

天然林等は対象外

基本的には放置された人工林が対象となります。

間伐後かなり年数が経過しており混み合った森林

古い

※これは目安で実際とは異なる場合があります。詳しくは市町村へお問い合わせください。